

る部分を邦譯し、併せて兩者に對する解説を今少し精しく執筆する豫定である。

イギリス民法における

最近の改革問題

—法律改正委員會をめぐつて—

加藤 正 男

イギリスの法意識における特質の一つは、一般國民が私法の改正に對し概して無關心であるということである。公法(特に憲法・刑法など)の改正については、彼らはひじょうな關心をもつてゐるのであるが、このことの主な理由は、イギリス私法の領域には古くからの法律格言や Common Law 上の原則が存在し、それらが法律家にしか理解しがたいほど複雑な史的發展と論理的構造をもつてゐるからである、と考えられる。だから、原則などの適用によつて敗訴した一方は、その原則などが社會的現實からみれば明かに不合理だと考えても、その改正についての一般國民の關心をうながさうとはしないのが大たい常であつた。もちろん、私法に關する判決が一般國民の要求によつて立法的に改革された事實も、ない

ではなかつた。たとえば、名譽毀損 defamation (不法行爲法上における)の條件附特權 qualified privilege の一例がそうである。すなわち一八七七年 Purcell 對 Sowler 事件判決は、公の集會に關する報告には新聞紙によると否とを問わず Common Law 上の特權が存在しないと判示して、國民の多くを驚かせた。すぐに彼らは、新聞關係者を保護するための立法を計畫した。このよつにして制定されたのが、一八八一年および一八八八年の Law of Libel Amendment Act (esp. 1888, s. 4) だつたのである。もつとも、ことは私法(不法行爲法)より公法(刑法)に關してゐるといえるかもしれないけれど。

(一) このことは、いついかなるところの法意識についても、おそろしくいふことができる。一般民衆および法律家が、反省すべき點の一つではあるまいか。——法意識というものに關するわが國の數少い文獻について、拙稿・同志社法學四號三九八頁にかかげるもの参照。
(二) Purcell v. Sowler (1877) 20 C. P. D. 215.

イギリスにおける名譽毀損については、最近のものとして塚本重頼・法學新報五六卷五・六・七號。その歴史については、宗宮信次・法曹公論三六卷一・二・三號。——わが國の立場については、判例を中心としてみた末川博・淺井清信・時報・六卷九號。

一九三四年、大法官 (Lord Chancellor) Sankey 伯が私

法の體系的改正に對する新しい一步をふみだした。その一月十日、法律改正委員會 (Law Revision Committee) を設けたのである。彼は、同委員會の機能を次のように定義した。それは「制定法および才判決 (Statute Law & judicial decision) をかえりみて、大法官がときどき委員會に附託する (refer) ところの法律格言ならびに法理 (legal maxims & doctrines) が、いかに現代の状態では改正を要するかを考へる」とである。

法律改正委員會の構成は最初、記録長官 (Master of the Rolls) Hanworth 卿を委員長として、在野法曹學界の第一人者をすくつた。すなわち、下級裁判所・控訴院 Court of Appeal および貴族院 House of Lords から、專任上告判事 Lord of Appeal in Ordinary (Wright 卿)・上訴判事 Lord Justice of Appeal (Romer L. J.)・高等裁判所王座部 King's Bench Division の Puisne Judge 普通判事二人。Bar (法律専門職の一) から、國王顧問辯護人 King's Counsel が四人、そうでない辯護人が一人。Solicitor (法律専門職の一) から、ソリシタ協會 Law society 會長・およびソリシター一人。そして注意すべきことは、法學者、法學教師が一人加わつてゐること、および國王顧問辯護人のうち二人が法學教師の経験をもつてゐること、であつた。——こゝした構成は、ぜんじ變つていつた。

このような法律改正委員會、の報告およびその立法化の間

題をとおして、イギリス民法における最近の改革問題を概観し、それに関する一・二の點を考察する。これが、本稿の目的である。イギリス民法における最近の改革問題は、不法行為法および契約法上のそれに二大別することができる。まず、不法行為法における改革からはじめよう。

二

法律改正委員會は、その開設直後、四つのことがらについてなるべく早く報告すべきことを命ぜられ、それにしたがつて四つの報告書をそれぞれ大法官に提出した。それらはいづれも立法化をみたのであるが、主として不法行為法上の問題である。不法行為法上における最近の改革としてのべるゆゑんである。

まず法律改正委員會の第一報告書は、大法官の命令の第二問、「人的訴訟は人とともに死滅する」(actio personalis moritur cum persona) の法律格言および「民事裁判所においては、人間の死は侵害として訴えられえない」(in a civil court the death of a human being could not be complained of as an injury) の原則に⁽¹⁾つゞてである。まづ前者(法律格言)によれば、不法行為の成立後その當事者のいづれが死んだ場合でも不法行為責任が消滅し、人格代表者が、または人格代表者に對して、新しく提訴することもすでに繫屬中の訴訟をうけつぐこともできない。ただし、財産に對する不法行

爲については古くから例外があつた。また後者に従えば、人を死に致すことは、死者自身またはその人格代表者に對しても、その死亡によつて損害をうける第三者に對しても、不法行爲にはならない。ただし、このことについてもある種の例外があつた。右の法律格言と原則との關聯には、歴史上問題がある。それはともかくとしても、これらの適用は社會生活の發展によつて多くの不合理な結果をうみだしたのであるが、特に交通事故による死亡の類發によつてその缺陷を顯著にしたのである。

(一) Baker v. Bolton (1808), 1 Camp. 493, 170 E. R. 1033.

(二) 自働者事故による責任については、野田良之氏の一連の比較法的研究がある(英米に關しては法協五九卷五・八號)。

委員會の第二報告書は、命令の第四問「民事訴訟で利子を訴求する權利に關する法律状態」The state of the law relating to the right to recover interest in civil proceedings についてである。(これはかならずしももつぱら不法行爲法のみに關するものではないけれど、便宜上ここではこのへる。) Common Law 上の原則によると、金銭債權または損害賠償請求の訴訟においては、明示の特約がなければ利子を訴求することができない。それは一七八〇年 Mansfield 卿の判決によつて確立されたのであるが、いままでもなく資

本主義の發展により不合理となつた。もつともこの原則は Common Law 自體・エクイティ裁判所(Court of Chancery) および特に成文法上の多くの例外をもつたけれど、とにかく不合理と認められながらも第十九世紀の終ころまで支持されていたのである。

(三) Eddowes v. Hopkins (1870), 1 Dougl. 376, 99 E. R. 242.

(四) London Chatham & Dover Ry. Co. v. South Eastern Ry. Co. (1893), A. C. 429. は、この原則が「正義」に反することを認めながら、しばしばこれを支持した。——大陸法系の立場については、ドイツ民法二八八・二九一條、スイス債務法一〇六條、フランス民法一一九三條など。わが國の立場については、たとえば近藤英吉・柚木馨『註釋日本民法・債權編總則上』(昭九)二一三頁以下、山中康雄『債權法總則講義』(昭二三)四二。

第一・第二報告書は、これら原則の變更を勧告した(一九三四年三月)。それをほとんどそのまま用いたのが、法律改革(雜規定)法 Law Reform (Miscellaneous Provisions) Act, 1934. である。

第三報告書は、第一問「共同不法行爲者の間には責任分擔がない」no contribution between tortfeasors とどう法理についてである。共同不法行爲者間の責任分擔に關する

Common Law 不法行為法上の法理は、大陸法系^(五)およびイギリス契約法上のそれと、多くの點において異つてゐる。特

にイギリス Common Law 不法行為法上においては、(1) 對外的には、被害者は共同不法行為者を訴えて判決をえた場合には、その判決によつて満足できないときでも他の共同不法行為者を訴えることができない。(2) 對内的にも、共同不法行為者之間には求償權がない。^(七)これら原則の不合理は、判例における多くの例外を結果した。そこで、第三報告書は大たい大陸法系と同じ内容の改革を勧告した^(八)(一九三四年七月)。法律改革(妻および不法行為者)法 The Law Reform (Married Women and Tortfeasors) Act, 1935. 第二編——第一編については次段——は、それをほとんどそのまま用いたものである。

(五) ドイツ民法七三〇條・八三〇條・八四〇條、スイス債務法五〇條、イタリア民法一一五六條など。わが國の立場については、たとえば鳩山秀夫『増訂日本債權法各論(下)』(六一三)九三三頁以下、戒能通孝『債權各論』(昭一八)四三三頁以下。

(六) Brinsmead v. Harrison (1872), L. R. 7C. P. 547 の原則。——イギリス契約法上における連帯はこれと異り、大陸法系と同よである。(King v. Hoare [1844], 13 M. & W. 494, 153 E. R. 206) なまわが國の連帯債務については、その性質に關して中島玉

資 料

吉・石坂晋四郎兩氏の間で論争されたことがある。

(七) Merryweather v. Nixan (1799), 8 T. R. 186, 101 E. R. 1337.

(八) Law Revision Committee, Third Interim Report, 1934.

第四報告書は、第三問「妻の不法行為に對する夫の責任」についてである。Common Law においては、妻は夫に對して全く從ぞく的地位にたち、その能力および責任は全然認められなかつた。もつとも妻の地位は第十七世紀末の Equity によつて何ほどか向上し、第十九世紀末の既婚婦人財産法 (Married Women's Property Act, 1870, 1874, 1893 esp. 1882) によつてさらに向上した。しかし、右の既婚婦人財産法によれば、結婚前の妻の債務(契約または不法行為にもとづく)に對して、夫も妻から——または妻をとおして——えた財産の限度において責任を負う。また一九二五年の Edwards 對 Porter 事件判決によると、結婚後の妻の不法行為に對して夫も無限責任を負うことになつてゐる。すなわち、一九三五年以前の法のもとでは、妻がやはり從ぞく的地位にあつたことはもちろんであるが、男性にとつてもたとえば毒舌家の女性を妻とすることは狂犬を飼うより危険であつた。なぜなら、狂犬は殺すことができるけれど、妻はかんきんすることさえできないからである。^(九)そこで第四報告書は、妻の地位を男性または未婚婦人(もちろん成年の)と同よにするべ

(三五九)

八一

く、夫の責任の全廢を勸告した⁽¹¹⁾一九三四年十二月)。法律改革(妻および不法行為者)法第一編(1935)は、それをそのまま用いたものである。⁽¹²⁾

(九) Edwards v. Porter, (1925) A. C. 1. — 歴史的考

察については、臺北比較法學會『比較婚姻法』第二部(婚姻の證明及效果)中の谷口知平「英國婚姻法」、立

石芳枝・法律論叢二〇卷一・二・三號・二一巻一號。

(10) cf. Winfield, in "Interpretations of modern legal philosophies" 791; 51 L. Q. Rev. 251.

(11) Law Revision Committee, Forth Interim Report, 1934.

(12) 妻の能力および夫の責任に關する部分について

は、田中和夫・民商法雜誌三卷四號八〇〇頁以下。第

一——第四報告書・およびその立法化の詳細については、なお内田力藏・法協五四卷三・四・五號(昭一一)。

(13) 比較法的には、例、夫婦の財産共有(B. G. B. §§ 1437)。夫婦の組合(Code c. § 1421)。——臺北比較

法學會・前掲書、参照。

いかなることがらの歴史においても、保守と進歩と

の二立場のたえざる對立がみられるのであるが、(たとえば、フランスの近代的所有權の成立過程における

二立場について、拙稿・同志社法學五號参照。また佐

々木惣一編『人間生活と法及び政治』所收の拙稿も、

かんたんながら、所有權の展移過程におけるそれについて言及した。) イギリスにおける妻の不法行為の歴史においても、「妻の財産權を夫に讓渡」させようとする立場と「夫に敵または獸を認」める立場との不斷の對立が觀取される。このことは、わが國の結婚Ⅱ家族制度論史において「家」というものが本であつて……法律關係の主體なり」とする立場(例、穗積八束)と「家とは單に戸籍面だけのことにしかすぎない」という立場(例、梅謙次郎)とがたえず對立していることを、おもいおこさせる。ただし、わが家族制度においては妻の無能力制度が夫の利益Ⅱ家族制度の維持を理由としているのに對して、イギリスにおいては一九三五年以前の妻の法的地位が妻の利益Ⅱ夫婦の一體を理由としていることが、注意されねばならない。(いわゆる「法典論争」については、たとえば星野通氏の二著、ヨリてついでいした史觀に立つものとして平野義太郎『日本資本主義の機構と法律』参照。なお、わが國における最近の民法改正をめぐる論義を概観するものは、來栖三郎・私法一卷四。)

以上、法律改正委員會の第一報告書から第四報告書までのことがら、およびその立法化、をかえりみた。次に、時間的には少しとぶけれど、第八報告書(一九三九年六月)は助成過失 Contributory Negligence (および海上協約法)の法理につい

であるから、便宜上このへつおこつ。—— Common

Law 上の助成過失とは、過失事件において損害發生の近因 proximate cause (または直接原因 direct c. あるいは決定的原因 decisive c.) となつたところの原告自身の過失である。

助成過失の抗辯がおつた場合には、原告は損害賠償をえることが全くできない。ところで一九二一年の海上協約法 Maritime Convention Act s. 1 によれば、船舶が衝突した場合には助成過失の法理が行われず、雙方に過失があるときは過失の大小に比例して損害を分擔することとなつて^(二四)いる。第八報告書は、助成過失の法理を改めて海上協約法におけるように責任を分擔させるべきことを、勸告した^(二五)。一九四五年の法律改革(助成過失)法 Law Reform (Contributory Negligence) Act は、それにもとづいたものである。(資料不足のため、それ以上のことを参照しえなかつた。このことは、一九四三年の改革法「後にふれる」についても同じであつた。)

(一四) 助成過失については、清水金二郎・商學論究三號一三九頁以下。—— それに對して、わが國には過失相殺がある(日民七二二條二項)。これについてはたとえば、末川『不法行爲並に權利濫用の研究』五五頁以下、『私法の基胎』一一六頁以下。

(一五) Law Revision Committee, Eighth Interim Report, 1939. 末延三次・法協五七卷一〇號一九三六

資料

頁。

三

次に、法律改正委員會の第五報告書から第七報告書までは、主として契約法上の問題である。そこで以下、契約法上における最近の改革問題として。

まず第五報告書は、出訴期限法についてである。第十七世紀の初以來、數多くの出訴期限諸法(Statutes of Limitation)が制定され、時の経過によつて Common Law 上の訴をしりぞけることとした。これら長年にわたる數多くの成文法は實に雜然としており、統一の必要にせまられていた。またそれらによると、たとえば、債務の承認(または一部辨濟)がその效力をもつには、債務辨濟(または殘額辨濟)の約束を確認しうる場合でなければならぬ、とされて不便であり改革を必要とした^(二六)。—— 第五報告書(一九三六年)にもとづいて、これらを統一・改革したものが Limitation Act, 1939^(二七)である。

(一) Jenks, 49 L. Q. Rev. 215.

(二) Law Revision Committee, Fifth Interim Report, 1936. 田中『英米契約法』§ 70.

なお出訴期限を、わが國の時效と對比せよ。たとえば、前者によれば單純契約 (simple contract) ・不法行爲および誓約 (recognizance) によつて權利の出

(三六一) 八三

訴期間は訴訟原因 (cause of action) の發生後六年 (Limitation Act, 1939, s. 2) として反して後者における債權の消滅時効は十年(日民一六七條一項)。わが國における除斥期間と時効との對比につき、最近のものとして川島武宜『民法解釋學の諸問題』一五六頁以下。

次に一九三四年十一月一日法律改正委員會は、Hansham 伯 (Sally 伯の後任) から、二つの新しいことがらについて報告すべきことを命ぜられた。それらは、ともに第六報告書の關することがらである。

第六報告書の第一(前半)は、一六七七年——および一八二八年・一八五六年の二成文法——の詐欺法 Statute of Frauds 第四條と、一八九三年の動産賣買法 Sale of Goods Act 第四條(これは詐欺法第十七條と同趣旨である)とについてである。詐欺法第四條によれば、次の諸契約は、書面がなければ訴によつてこれを強行することができない。すなわち、(1) 死者に對する遺言執行人または遺産清算人 executor or administrator の補償契約 indemnity (2) 保證契約 guarantee or surety (3) 婚姻を約因 (約因について後述) とする約束 (4) 履行期が締結時から一年以上ではない契約、がこれである。そして、動産の賣買に關する同趣旨の規定が、動産賣買法第四條である。(三) 元來、詐欺法は「詐欺と偽證とを防止するため」に制定されたものである。しかるに、その後の證據法の發

達によつて、詐欺法あるがためにかえつて詐欺が多くなるといふ皮肉な結果になつた。それは、たとえば、偽證が不可能になるとともに、眞實の主張も不可能になるからである。思想的に顯著な例をみると、詐欺法の父 Nottingham 卿は、「その各行は補助金をうける價値がある」といつた(この考へは、後世の判決に力強い影響を與えている)。しかし二世紀後、學者 J. W. Smith は、「各行に補助金がかかつた」とやりかえしている。そこで、法律改正委員會でも、意見がわかれた。少數意見は、保證契約については、本法第四條を維持すべきであるとかした。けれども、報告書は、多數意見のとおりに、その廢止を勧告したのである(一九三七年五月に議會に提出)。そしてこの廢止意見は、それが立法化され、アメリカにも及ぼされることが期待されたけれど、けつきよくは議會を通過しなかつた。それは主に、委員會の少數意見に理由があると認められたからであらう。

(三) Cussen, 13 L. Q. Rev. 208. 穂積重威『英國動産賣買法』二四頁以下。

(四) Law Revision Committee, Sixth Interim Report, 1937. 末延、法協五五卷九號とくて一七六一頁以下。

イギリス(およびアメリカ)法においては、合意のほかに、約因 (Consideration) というもの(または方式)が存在しなければ、契約が成立しない。約因とは、約束者 promisor がうけた利益、または受約者 promisee がうけた不利益、もしくは

はこれらの約束をいう。(五)第六報告書の第二(後半)は、この約因に關する、多くの原則の變更を勧告している。その主なものは、次のとおりである。(1)大なる額の辨濟として小なる額を支拂つても全債務は消滅しない、という原則を廢止する。ただし、新たな約束が履行されない場合には古い債務が復活する、となす。(2)既存の義務を履行すべき約束は約因ではないという原則を改めて、その約束をも有效とする。(3)約因は受約者から與えねばならない、という原則を廢止する。これに關聯して、契約締結の方法による *ius quaesitum tertio* (第三者請求權)、ないし第三者のためにする契約 (contract for the benefit of a third person) の效力を認めることにする。ただし、そのためには第三者の權利たることを契約に明示する、などの諸條件が必要である等々。(一九三七年七月に議會に提出)。委員の一人 Goddard 判事は、もちろん勸告に同意したけれど、また「法人 (corporate bodies) の契約以外のものについては、捺印契約 (contract under seal) とその他の契約との區別をそのままにしておくことは不十分だ」と考えていた。改革案は大たい適切であり、その成文化が期待されていたけれど、けつきよくは實現をみなかつた。多くの人は不滿の念を禁じえなかつた。

(五) Currie v. Misa (1875), L. R. 10 Ex. 162. —

Selected Readings on the law of contracts には、

約因に關する多くの論文がある。

資 料

(六) Pinnel's Case (1602), 5 Rep. 117.

(七) Stilk v. Myrick (1809), 2 Camp. 317, 170 E.

R. 1168. 公法上の義務と *quasi* Collins v. Gode-

froy (1831), 1B. & Ad. 950, 109 E. R. 1040.

(八) Price v. Easton (1833), 4B. & Ad. 433, 110 E.

R. 518 は、その效力を認めない。

(九) Law Revision Committee, Sixth Interim Report,

1937. 未延・法協五六卷二號三七六頁以下。

さらに第七報告書は、戴冠式事件の一つであるところの Chandler 對 Webster 事件の判決の原則についてである。戴冠式事件 (coronation case) とするのは、Edward 七世の戴冠式が國王の突然の病氣のために延期となつたことから起つた諸事件であり、この Chandler 對 Webster 事件では、賃料が式當日前に支拂われる約束でありながら、一部が支拂われたのみであつた。この原則によれば、履行不能が當事者の責に歸することのできない場合には、契約は消滅しその效力の發生を停止するが、不能の效力は發生する。そしてその時に既に履行期が來ている債務について、既に履行した場合にはその返環を請求することができず、未だ履行していない場合にはこれを履行せねばならない。要するに、この原則は、不能が生じた時の状態に當事者を留まらしめる。すなわち「當事者の眞の利害を調整することは困難である」という理由で、問題を放任しているわけである。「ギロ

チンは、誤りなき正確さをもつて落下する。しかし、しばしば無慈悲な結果を生ずる」のである。この原則が適用されたところの一判決は、いろいろ批判の対象となつたものであるが、特に Shaw 卿によつて「その準則は、詐欺師や盜賊の仲間においても、なおよく十分に作用する。一當事者は無辜の損害を忍ぶことになり、忍ばざるをえない。その反面に、他の當事者は勞せずして財産増加を確保され、確保されるにちがいない」と非難されている。(110) そこで、大法官 Maugham 卿はこの原則について報告すべきことを法律改正委員會に命じた。

委員會の第七報告書は、次のような改革案を提出したものである(一九三九年五月)。(1) 支拂つた金額から履行のために費した金額を差引いたものを返還させること。(2) 契約の一部分が履行済であつてしかも全體から可分的な場合には、不履行の部分に對してのみ右の原則を適用すること。一九四三年の Law Reform (Frustrated Contracts) Act は、それにもとつじたものである。

(110) 履行期が来ていない債務は、履行をまねがれる。
(Krell v. Henry (1903), 2K. B. 740.)

(111) Chandler v. Webster (1904), 1 K. B. 493. —
日本民法と對照。雙務契約において反對給付がうける影響の問題、およびすでに履行した部分の不當利得返還請求の問題、はイギリス法では生じない。

(112) Cantare San Rocco S. A. v. Clyde Ship bu-

ilding Co. Ltd. 1924.

(113) 不能による消滅について、Selected Readings (op. cit.) に若干の論文がある。わが國では、淺井清信・法と經濟一二卷二・三號および一二卷二號。——履行不能に關するわが立場については、最近のものとして淺井・民商一四卷一・二號。

(114) Law Revision Committee, Seventh Interim Report, 1939. 未延法協五七卷一〇號一九三五——六頁。

四

以上、法律改正委員會の報告ならびにその立法化問題について、文字どおり概観した。同委員會は、第二次世界戰爭中、その活動をやめていた(もつとも、他の委員會が、戰爭直前、書面誹毀 Eibel と口頭誹毀 Sander とを大法官から附託されてきたようである)。けれども、やがて近い將來において再開するだろうといわれている。

ここで、法律改正委員會に關する一・二のことを、かんたんなながら、考察しておきたい。

まず、イギリスにおける法學者—法學教師(以下では同義に用いる)と法律實務家との關係について。一九三六年に法律改正委員會の委員長 Hanworth 卿が死亡し、Wright 卿が彼に變つたのをはじめとして、委員會の人事(前述)は、ぜんじ變つていつた。そこで注目すべきことは、法學者の員數が

十五人に増加した(一九四七年現在)ということである。なぜなら、彼らを実務に起用することなどは、イギリスにおけるここ數年來の思想傾向のあらわれなのであつて、半世紀前にはほとんどみられなかつたことだからである。一九三五年、有名な判事 Tomlin 卿は、Law Quarterly Review 五十周年記念ばんさん會の席上で、大たい次のように演説した。

「法學者と法律實務家との間には、理解がひじようにかけている、といつてもいいすぎではないであらう。……

なぜなら、先生は、判事になるには固すぎる。

また判事は、先生になるには無教養すぎる

(For the Dons are so hard on the judges

And the judges so rude to the Dons.)

さいわいにも、すべてそれらは過去のことであり、今ではおたがいは、補いあうものであることを認め、仲間であることとおたがいの仕事を評價している」と。

法律實務家と法學者との關係についての、このよろこぶべき變化には、いろいろ理由があるであらう。けれどもその主な理由は、法學者・法律實務家および彼らを起用する人々が法學者は法律實務をも・また法律實務家は法學をも・ヨリきわめる必要がある、ということを認識したためであるといわれている。このことは、わが國にとつて、多少とも反省の資となるのではあるまいか。さしあたつて、次の點は注目すべきである。(1)周知のとおり、イギリス(およびアメリカ)にお

いては、法律實務家ならびにその意見がひじように尊重されている。このことは、法律改正委員會の人事においても例外をなすものではない。そして、法學者が法律實務(たとえば司法)に關係することもまれではなく、そのことは法學の研究および教育にも利益があるといわれている。(2)法律實務は、法學から理論的根據をヨリかくとくする必要はある。(3)法律改正委員會における法學者の起用は、この目的を達するためであるが、イギリスにおいてはその前にも、たとえば比較立法學會(The English Society of Comparative Legislation)が創立され多くの注目すべき業せきをあげているのである。

(一) したがつて立法は、法解釋學のみならず、法哲學・比較法學・法社會學・法史學・法思想史學などの諸法學と密接にむすびつて必要がある。なお、右の諸法學とともに、立法を對象とする學問が建設されねばならない(かかる立法學に關するわが國の代表的な文獻は、現在のところ、末弘嚴太郎『續民法雜記帳』三〇六頁以下)。

(二) Ibbet, The mechanics of law making, 44
ことは、立法の民主化にも關係する。すなわち、(1)法律改正委員會における法學者および法律實務家の起用は、ドイツ民法の制定にさいしてしるうとの意見まで参照されたのには及ばないとしても、日本で多くの立法がもつばら官僚によつてごく祕のうちになされる